

毛呂山町小規模契約希望者登録申請の受付について

● 制度の目的と対象となる契約

この制度は、毛呂山町が発注する小規模で軽易な工事、修繕、業務委託、物品の購入等の契約を希望する方を登録し、該当する契約に際して、登録者を積極的に見積業者選定の対象とすることによって、町内業者の受注機会を拡大しようとするものです。

この制度による発注の限度額は、契約の種類に応じて次のとおりです。

- (1) 工事、修繕、印刷製本（製造）の請負など…………… 130万円以下
- (2) 物品の買入れ、印刷製本（買取り）など…………… 80万円以下
- (3) (1)、(2)以外の役務の提供、業務委託など…………… 50万円以下

● 登録できる方

毛呂山町内に主たる事業所を置き、毛呂山町建設工事等競争入札の参加資格申請書（指名参加願）を提出していない方ならどなたでも登録できます。（適法な範囲で、希望業種・建設業許可の有無・経営組織・従業員数等は問いません。）

● 登録できない方

- (1) 毛呂山町内に主たる事業所を置いてない方
※ 他の市町村に本社・本店がある場合や、毛呂山町以外に事業所があり自宅だけが町内にある場合などは登録できません。
- (2) 成年被後見人及び被保佐人
- (3) 破産者で復権を得ていない方
- (4) 希望業種を履行するために必要な許可、又は免許等を有しない方

● 登録の方法

登録希望業種は5業種までとします。登録を希望される者は、別紙「小規模契約希望者登録申請書」に必要事項を記入・押印して、毛呂山町役場管財課へ提出して下さい。申請は代表者本人か、記載内容が説明できる方が直接お越しください。

受付は、平日午前9時から午後5時まで受け付けます。（土・日曜日・祝日を除く）
なお、登録は5年ごとに更新します（初回登録時は5年未満となります）。

● 登録されると

この登録申請をした方は、毛呂山町小規模契約希望者登録名簿に登載して、毛呂山町（各担当課）が発注する小規模で軽易な契約の際に見積指名業者として、選定の対象となり得ますが、見積指名や契約を約束するものではありません。また、この登録をしないことによって、これまで同種の契約実績のあった方が、今後小規模契約ができなくなるものでもありません。

● 見積指名の連絡がきたら

見積りに指名されると、担当者から電話連絡又は通知文書を送付いたします。場合によっては、指定された日時に来庁していただき、見積依頼通知や仕様書等を受領し、定められた期限までに見積書を提出して下さい。

なお、見積指名されても見積書を提出するまでは、手持ち工事等の状態などの都合

で見積を辞退することは自由です。辞退するときは担当者に必ず連絡して下さい。

契約の相手方の決定方法は、原則として複数の業者との見積競争により、最も低価格の見積書を提出した方と契約することになります。

● 契約の相手方となったら

見積の結果は、すべての見積指名業者に電話連絡します。その結果、契約の相手方（落札者）となった場合は、発注担当課の指示にしたがって必ず書面（契約書又は請書）により契約を締結します。

なお、契約によっては契約規則の規定により確認ができるまで、契約金額の1/10以上の額の契約保証金を納付していただく場合もあります。

● 契約の履行から完成・完了検査

契約の履行は、毛呂山町契約規則、契約書及び工事契約約款、その他関係法令に基づき信義に従って誠実に履行しなければなりません。契約を締結したら速やかに着手し、必ず定められた期間内に完成又は完了（検査まで）しなければなりません。

なお、請負った契約は、自ら履行することを原則とし、一括下請負（丸投げ）は認めません。

● 請負代金の請求・支払い

完成検査に合格すると、請負代金の請求書を提出していただき、町は正当な請求書を受けた日から40日以内に契約金額を一括して支払います。

● 談合などの不正行為の禁止等

見積もりや契約に関して談合・脅迫・偽計等により独占禁止法、刑法、その他関係法令に違反する行為を行わないこと。

登録者が、業務に関して不正又は不誠実な行為等があった場合は、登録を取り消します。

※ 問合せ先 〒350-0493
毛呂山町中央2丁目1番地
毛呂山町役場 管財課 管財係
TEL：049-295-2112（内541）
FAX：049-295-0771